

京都市暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第116号

京都市暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

京都市暴力団排除条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条中「ときは、」の右に「次に掲げる事項を記載した」を加え、「(第1号様式)」を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 誓約者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 誓約の年月日
- (3) 誓約者が条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約する旨
- (4) 誓約者並びに条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約する旨
- (5) 誓約者が法人である場合にあつては、条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人（市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号において同じ。）の氏名、氏名を片仮名で表記したもの、生年月日及び性別
- (6) 誓約者が個人である場合にあつては、誓約者及び条例第2条第4号ウに規定する使用人の氏名、氏名を片仮名で表記したもの、生年月日及び性別

第6条第1項中「の様式」を「に」に、「第2号様式」を「同項に定めるもののほか、誓約者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）並びに誓約の年月日を記載するもの」に改める。

第1号様式及び第2号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用すること

ができる。

(文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課)